

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 27 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 25 年 10 月 15 日（火曜日）		開会 13 時 30 分		閉会 16 時 43 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内				事務局	菊井事務局長
		議長、委員外～井上					和田副主幹
欠席委員		なし					橋本主査
説明員		別紙のとおり		議件		別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。						
	(1) 小児用肺炎球菌ワクチンの変更について						
	(2) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について						
	2. その他について						
	なし。						
	3. 次回委員会の日程について						
	・10月29日（火）午後1時30分から第一委員会室で開催することに決定した。						
	・委員長から各委員に対して、次回委員会での質疑の通告については、委員会開催日の2、3日前までに事務局に提出するよう依頼した。						
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 厚生常任委員長 関 藤 龍 也 ㊦						

平成25年10月11日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成25年10月2日付け滝議第124号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	中 川 啓 一
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課副主幹	杉 山 敏 彦
保健福祉部子育て応援課副主幹	前 田 昌 敏
保健福祉部子育て応援課主査	庄 野 憲 宗
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課主査	須 藤 公 夫
保健福祉部健康づくり課長	長 瀬 文 敬
保健福祉部健康づくり課主幹	織 田 恵 子
保健福祉部健康づくり課副主幹	小野寺 英 子
保健福祉部健康づくり課主査	岩 佐 亨
保健福祉部健康づくり課主査	澤 田 美 江

(総務部総務課総務グループ)

第27回 厚生常任委員会

H25. 10. 15 (火) 午後1時30分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

- （1）小児用肺炎球菌ワクチンの変更について
- （2）滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について

（資料）健康づくり課

（資料）介護福祉課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第27回 厚生常任委員会

H25. 10. 15 (火) 13 : 30～

第 一 委 員 会 室

開 会 13 : 30

委員長 ただいまから第27回厚生常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、委員は全員出席、議長の出席をいただいております。委員外議員として井上議員の出席を許可しております。

すっかり秋めいてまいりまして、寒くなつてまいりましたけれども、お体のほうには十分ご留意願いたいと思います。

1. 所管からの報告事項について

委員長 所管からの報告事項に入る前に、ここで1点、委員の皆さんに確認とお願いをしておきたいことがございます。

まず、質疑、答弁等につきましては簡潔にということですが、例えば質疑の内容におきましても、通告を出される場合もありますし、また通告なしで質疑されて構わないのですが、例えば数値の確認等々につきましては、その数値の確認だけで終わるということであれば、事前に所管のほうに確認をしていただけるようにしていただきたいと思います。その数値の確認からいろいろな議論がなされるということであれば、それはそれで構わないのですが、ただの数値の確認で終わるのであれば、事前に所管に確認するということをしていただきたいと思います。

それでは、1、所管からの報告事項につきまして、(1)、小児用肺炎球菌ワクチンの変更についての説明を求めます。

(1) 小児用肺炎球菌ワクチンの変更について

岩佐主査 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

木 下 今まで7種類の血清型が6つふえたという考え方でいいのですか。そのほかに今まで3回接種した人は、あとは6つふえた13価になるというのがこの表の意味でいいのですか。

岩佐主査 今木下委員がおっしゃられたとおりです。今まで7種類の菌に対応できたワクチンに対して6つ加えた13種類のワクチンにふえたということです。そして、今まで7種類のワクチンを打っていた方が引き続き今度は13種類のワクチンを打てるということでございます。

木 下 わかりました。

それと、このふえたことによる財政措置というのか、補助の関係をお聞きします。

岩佐主査 13価にふえたことによって、値段は今までどおり7価と変わりはありません。私ども全額公費負担しますけれども、国の措置としては交付税措置です。

木 下 交付税措置はわかりましたけれども、金額的に幾らふえて幾ら交付税措置されるのか、その財源の関係はわからないでしょうか。

長瀬課長 1万952円という1回当たりの接種の単価になっております。それに掛ける人数分となりまして、今回この予定接種人数というのは、延べ人数になっていない

人数になっています。この方々が4回、3回接種をするということで接種費用の部分を積算しておりまして、延べ人数で今接種率は96%ぐらいを見込んで予算措置をしてございます。

それから、地方交付税については当課としては措置額が幾らかというのは現在のところ把握してございません。

委員長
窪之内

そのほか質疑ございますでしょうか。

13価になったことで、追加接種の間隔が今まで以上にあげなければならなくなったというのは、副作用の関係があるのかどうか。13価になって7価からの違いというのは何があるのか。また、上限年齢が特例で9歳までとしたものが5歳までに引き下げられた理由についてお伺いいたします。

織田主幹

3点についてのご質疑ですが、まず13価になったことで副作用の問題があるかということですが、特に追加接種が延びたことで副作用の問題を加味したということではなくて、一応1歳の乳児期に3回接種することで免疫力が上がります。追加接種というのは、そのさらに免疫が落ちかかったところにもう一回追加をするという意味合いで、1歳過ぎにしたほうが良いというデータから追加接種が変更になったと思われます。

2点目の13価と7価の違いですが、先ほど岩佐のほうから説明があったように、肺炎球菌に関しては肺炎球菌という細菌の種類が何種類もあります。そのうち、今までは7種類の肺炎球菌に対しての免疫力ということなのですが、さらに13価ということは、ほかの肺炎球菌に対しても免疫力をつけるということでふやしております。13価に関しては、今までの肺炎球菌よりは予防としてかなり重厚な19Aというものを加えて、13価のほうが乳児期の肺炎を予防するにはより有効だということの見解で13価が定期予防接種の対応ワクチンとなったところであります。

最後に、上限年齢の5歳までということですが、これはあくまでも定期予防接種は5歳までにこの肺炎球菌に対する免疫をつけたいということで5歳までなのですが、特例措置は中に長期入院だとか、どうしても受けられない方が特例措置として対応になっております。その方に対しても、やはり早いうちにということなので、5歳以降に受けても余り意味がないというか、できるだけ早いうちにということも含めての5歳までというような対応で、全て予防接種のデータから鑑みた対象年齢だと考えております。

窪之内

これは、小児用肺炎球菌なので、小児の期間しか効かないと。この13種類も、大人になってからのそういう免疫があるということではないと理解していいのでしょうか。

織田主幹

常在ということで常にあるので、大人になってから効かないとかではなくて、小さいうちにはまだ、そういうものに触れていないので、免疫がないので、早いうちに、かかる前に自分の体の中で免疫力をつくってもらうということでこのワクチンがあるので、大人になってもこのワクチンがあるのですけれども、既にもうそういうことに耐えてきた体になっていますので、そこに入ってきてもう肺炎を起こすということがほとんど少なくなってくる状況というようなワクチンの考え方だと思います。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

(2)、滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について説明を求めます。

(2) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について

佐々木部長

最初に変更のお知らせとかお断りとか、当初のスケジュール案では4点ほど、新たにきょうの委員会において資料等を提示する予定でありましたが、諸準備等の関係から内容が一部変更しましたので、お知らせします。前回スケジュール案ということでお配りしている中から4項目のうち事業団経営シミュレーション、建物残存価格、協定書案ということで3つが次回以降に変更になりまして、今回施設の方向性と、それと新たに運営費の流れ、譲渡したときにどういうお金の流れになるかというものも提案したいということで、この2項目だけの提示になりますことをお伝え申し上げたいと思います。本当に申しわけございません。よろしくお願いします。

委員長

委員の皆様、今説明がありましたように、若干の変更ということでご理解いただきたいと思います。

清水

そうすると、10月29日に予定しているものとあわせて、6項目を一度に行うということになるのか、それとも全体的に後ろにずらしていくのか。余り中身が多過ぎると審査も不十分になると思うのですが、どうなのですか。

佐々木部長

10月29日に予定されているのはまとめの部分なのですけれども、それは後のほうにずれていきます。次回もう一回整理しまして、議会事務局のほうに報告したいと思います。

委員長

若干スライドするというので、後ほど議会事務局のほうに連絡が来ることによってよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、本日の内容につきまして所管のほうからの説明を求めます。

国嶋課長

(別紙資料に基づき説明する。)

中川部次長

(別紙資料に基づき説明する。)

須藤主査

(別紙資料に基づき説明する。)

深村副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

説明の内容が今回限られておりますので、そのことにご留意いただきまして、質疑をお願いいたします。

質疑ございますでしょうか。

木下

事業団の絡みですけれども、わかる範囲で答えてもらいたいと思います。

社会福祉事業団の会計方式はたしか企業会計であると思いますが、処理方法を教えてほしいということです。物品の払い出し簿なんか、それから棚卸し、そういうものをきちんとしているのかどうかを伺います。

国嶋課長

事業団の会計基準につきましては、社会福祉法人の会計基準というのが示されておりますので、それに従っているということは承知しております。ただ、今お話にありました企業会計のように棚卸しというものに当たるものがあるのかどうかまでは、申しわけございませんが、承知はしていません。

木下

社会福祉法人の会計基準について伺います。

国嶋課長

社会福祉法人の会計基準というのが厚生労働省より示されておりますので、それに従っての基準になると思います。形としましては、障がい、高齢、保育所、それぞれの事業所ごとの会計と、またそれを運営する本部会計、それは別個のくくりでそれぞれ出金、入金を整理されていると押さえております。

木 下
国嶋課長
委員 長
清 水
委員 長
清 水
委員 長
窪 之 内
委員 長
委員 長
清 水

その場合、私の考えている企業会計貸借対照表とか、そういう企業会計という考え方でいいのでしょうか。

法人に求められております情報公開で、事業団についてはまだホームページ等には掲載しておりませんが、他の法人でも全体の貸借対照表、それは公表基準に載っておりますので、基本的には同じだと考えていただいてもよろしいかと思います。

そのほか質疑ございますでしょうか。

今、何の質疑をしているのですか。

説明を受けたこの案件についてです。

前回の委員会で申し合わせたこととして、その日に出された資料については次回質疑するという事で、それは改善する必要があるとは思っていて、当然今受け取ったばかりなので、表面をなでるような質疑にならざるを得ないのですけれども、ただ、一定の質疑をしながら、さらに追加資料を要求するとか、そういったことぐらいまではしたほうがいいと、そういう整理をしていただきたいと思うのですが。

本来前回の申し合わせのとおり、今回出されたのは次回にという形で質疑を受けるといことですが、今説明の受けたこの施設の方向性と、運営費等の流れについて、今回質疑を受けるか受けないか、また次回にするのかということにつきまして、委員の皆さんにお諮りしたいと思います。今この場で、きょう受けたこの2点の説明について、質疑を受けるとい方向で考えてもよろしいでしょうか。

受けるというのは、先ほど清水委員が言ったように、簡単なことだけを受けるといことであって、次回の質疑、読み込んだ質疑というのは次回行くと受けとめていいのですか。

今説明の受けた内容につきましては、簡単な質疑だけをきょう受けることにしまして、読み込んだ中での深い質疑につきましては次回行くといことでもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、この案件につきまして質疑を受けます。質疑ございますでしょうか。

まず、障がい者施設の方向性で、今後の改修等について通告していますので、それはそれで後ほどやるということ、更生園、新生園の作業工賃が近隣施設から比べると非常に高いというご説明がありましたが、比較がわかる資料を要求したいと思います。

保育所については、2園を直営でということが、ノウハウの蓄積、指導的役割を果たすべくということでご説明がございましたので、そこを他の障がいあるいは高齢者についてはその必要性を述べていないわけで、特に保育所についてこれを書かれている理由について。

また、部分的に譲渡をするということになった場合、市職員の一般職及び嘱託、臨時職員の方の人数は何人から何人程度に変わるのかということ。その点では、障がい施設関係も同じことをお聞きしたい。譲渡した場合、どう変わるのかと。

高齢者施設についてですが、同じように市の職員の変動がまず1点。

定員を維持するとそれぞれ述べられましたが、これまで一般質問では、特に特別養護老人ホームについては建てかえ時の増床についても検討するという答弁がございましたが、全く定員増の考えはないのかということをお伺いしたいと

思います。

資料を要求したいと思うのですが、高齢者施設の利用料、またそれに伴う低所得者の制度、これの現行と建てかえ譲渡後のわかる資料を要求したいと思います。

これも考え方ですが、これからの委員会の進め方ということで変更がされましたが、譲渡、建てかえに伴っての大きなスケジュールということでお伺いをしたいと思うのですが、緑寿園の建てかえ基本方針が来週出されることになるのですか。建てかえ基本方針は、施設の方向性の中で既に述べられたと受け取っていいのか。つまりどういう建物をどこに建てるという、そういった中身です。どうも次回以降の説明資料の中には、どれにそれが入ってくるのかわかりませんので、そのあたりをご説明をいただきたいと思います。

これも進め方の話なのですが、市の施設の譲渡ということで、いわゆる学識経験者とか、そういった方々あるいは利用者の方々等のご意見を伺うような、一般的には審議会をつくってやるのですが、そういったことについての考え方についてもお伺いいたします。

委員長

清水委員、今の質疑まとめさせていただきます。

近隣市町村の作業工賃の実態、保育所と障がい者施設等をまとめて職員数の異動等について、定員維持についての考え方、増についての考え方。高齢者施設の利用料等と現在と建てかえ後の料金の体系についての資料要求。今後の建てかえ基本方針についての内容と学識経験者、利用者等の意見を聞く考えについてということによろしいでしょうか。

清水

あと2つの保育所を直営にする理由と、そういった考え方が高齢者等施設にはないのかということです。

委員長

資料要求が2点ほどございましたので、所管に確認いたします。近隣市町村の作業工賃等の比較できる資料、2点目は利用者の現行と建てかえ後の利用料金等の比較等がわかるもの、用意できますでしょうか。

国嶋課長

まず、障がい者関係の工賃ですが、これのもとになっておりますのも道の障がい福祉課で毎年調査をしております、ホームページに掲載しております。そのプリントアウトしたものでしたらお出しできます。それと、障がい関係でいきますと、譲渡後の職員の変動ということですが、障がい者施設については職員の変動はないものと見ております。なぜかといいますと、障がい者施設については滝川市職員の派遣は行っておりませんので、現状の範囲での運営になると考えております。

委員長

資料のもう一点のほうは。

国嶋課長

利用料の変化についてですが、原則変わりはありません。ただ、特養については建てかえをした後、それが何床になるか、それによつてのホテルコストのかかり方は建てかえ後には変わってきますけれども、介護、障がい、保育、全てについて利用料は現状と原則同じだと考えております。

委員長

清水委員、作業の工賃等につきましては、今所管からの説明でホームページ等に掲載しているということなので、これは資料要求というよりも、個人的にプリントアウトすればいいことだと思うのですが、委員の皆さんにお諮りいたします。

資料要求が必要と思われる方の挙手願います。

(挙手少数)

委員長 工賃等の実態調査につきましては、清水委員、申しわけないのですが、ホームページ等に掲載されているのをごらんになっていただくということによろしいでしょうか。

清水 今回私、この委員会での調査の位置づけというのは、非常に重大だということがだんだん自覚されてきているのです。というのは、3施設の建てかえを含む大規模施設譲渡問題について、所管が意見を聞く場というのはここしかないのです。つまり何が報告されて、何を調査して、どんな意見を言ったということは、ここでしかないのです。ですから、私は先ほど審議会をつくらないのかと言ったのは、そういうチェック機能というのはもう一つぐらいあってもいいというのが1つあるのです。

もう一つ、資料要求については、とにかくやれることは全部やって、できればそれは議事録とあわせて、ホームページにもPDFで載せていただきたいと思いますと思っているぐらいなのです。自分たちがわかっていればいいということではなく、ここで何が調査されたのかということが、それが建てかえ後に何か問題あったときに、ここで責任とる場合だってあるわけですが、何をチェックしていたのだということ。そういうことで、資料要求についてはできるだけ幅広くやっていただきたいと思いますというのが私の気持ちです。

委員長 確かに資料要求等々、今清水委員言われるように非常に重要な案件を抱えての委員会の開催だと思っております。そういった中での資料要求、確かに認めるというか、必要であるというものはこれから多々出てくるかとは思いますが、清水委員が言われた近隣市町村との作業工賃の実態等々についてということが全くこの委員会でないし入手できないものであるということであれば、それは必要かとは思いますが、今所管から説明があったように、ホームページ等にそれが掲載されているということであって、それを本当に必要とするということが各委員の皆さんが必要かという、いや、それは自分個々で見ればわかるということですので、今後については必要なものは当然提出していただこうと思いますけれども、この点については特段所管のほうに時間をとらせて作成してもらおうというほどのものではなく、ホームページで確認できるということですので、各委員がされればいいのかと私は判断するのですが、いかがでしょうか。

(「そのとおりだ」と言う声あり)

清水 分かりました。

委員長 この件につきましてはそういうことでもよろしくお願いいたします。

2点目の利用料につきましては、特養のほうは建てかえ後でないということですが、これは資料はすぐできるものではないということでしょうか。所管に確認します。

須藤主査 先ほど国嶋課長からもご説明しましたとおり、利用料の関係につきましては現在特別養護老人ホームが仮にユニット化になった場合のホテルコストの増額分ということになりますので、こちらについては基本的なことはどれだけホテルコストを導入したときに上がるのかというのは、委員さんたちもお持ちだと思いますけれども、高齢者の保健・福祉・介護サービス利用の手引きに掲載されています。今後ユニット化が何床だとか、そういう部分については事業団の経営シミュレーション、建てかえ後どうするということが今後市との話を進めていく関係もありますので、現時点でわかるものというのは、次の委員会でも出

す状況にはないということをご理解願いたいと思います。

委員長 清水委員、今の説明ですが、今後特養のユニットコスト等について、何床になるのかということが進んでいった段階で、わかってきた段階でということである程度なら出せるということで確認してよろしいでしょうか。

清水 今次回にということではなかなかできないということですので、清水委員、これは後々ということではよろしいでしょうか。

清水 ユニットを含むということになれば、当然その計画と同時に料金がどうなりますと。現在の入所者の方の中で支払い能力のない方はこれだけいらっしゃいます。当然そういうことは説明されると。それはそれでいいのだけれども、一緒に考えていくということでは、緑寿園に関していえばユニット率をどうするのかというのは、あるいは準ユニット率をどうするのかというのは非常に大きなテーマなのです。そういったことをできるだけ先に情報提供していくことが大事です。大体のことは、これは国の制度なのだからわかるのだけれども、後々ということであれば資料要求は取り下げさせていただきます。

委員長 資料要求等につきましては、賃金コストについては確認をいただく、利用料等々につきましては今後の資料が出せる段階でということではまとめさせていただきます。

中川部次長 それ以外につきましては清水委員の質疑に対する答弁をお願いいたします。

中川部次長 先ほど保育所の関係、譲渡後と譲渡前で人員がかわるか、これにつきましては事業団からシミュレーションをまだいただいていませんので、この場でどういうふうに変化するということは全く今のところ素材となるものがないものですから、これからまた打ち合わせの中でそれを確認しておきたいと思います。

中川部次長 先ほど申しました中央と二の坂の公立保育所の体制は、当面定員の管理をしながら見ていくということで、今実際来年から何が変わるという予定は全くございません。

佐々木部長 保育に関するのは全部市のほうで一括受け付けしますので、事務が軽減されるということはありません。

佐々木部長 市民等の意見や利用者については前に日程を示したとおり、保護者、利用者と、それから市民、幅広く聞いていくという話、それと学経等というお話で、保健医療福祉推進市民会議というのがありまして、審議会ではございませんけれども、その中で大事なことです。意見を聞いていきます。それ以外、専門性で民間譲渡がいいかというのは、いろんな専門書が出たり、それから私も福祉関係の教授までいきませんが、関係者ともお話する機会があつて、そういうことからあらゆる範囲からいろいろ勉強して相談したりしていきたいと思いますので、とりあえず地元の学経等につきましては保健医療福祉推進市民会議の皆様アンケートについて相談していくという内容と考えております。

中川部次長 冒頭の先ほどの資料の説明の中にもありましたけれども、保育というのは児童福祉法で一部改正が昔あったのですけれども、変わらず市が、行政が責任を持って保育の環境を整えるということになっておりますので、当然その保育環境を整えるには滝川市として公立保育所を全て手放してしまえば、保育にかかわる技術職員を失うということになりますので、そうなった場合に今ある民間の施設、保育所についても小規模の保育事業を行っている方々に対しても、こういった立場で指導を行えるかという、保育のノウハウを失うことによって滝川市内の保育計画を定めるという仕事もありますので、我々事務的なことしかわ

からない人間が頭を突き合わせて保育計画を立てるのかという話になりますので、やはり市としては公立の保育所はみずから所有して保育技術を持った者を雇って、それを市全体の保育計画あるいは民間事業者に対する指導ということも行わなければなりませんので、そういった意味で公立保育所をそのまま継続したいと考えております。

深村副主幹

緑寿園の建てかえに関します基本方針につきましては、次回以降でこの委員会の場においてご説明をさせていただきたいと思います。

委員長

特養の定員について説明の中では維持をしていくということで書かれておりますけれども、定員増についての考えはないのかということですが、その点については答弁されていませんが。

国嶋課長

今回いただいている通告質問の中に同じ内容のものがありますので、後ほど答弁したいと思います。

清水

建てかえの基本方針、つまりユニットにするとか、あるいは場所だとか、そういったことについては次回以降ということが示されたのですが、全体の流れで、今のところ示されたものというのは、議会提案は12月と3月。恐らくこれ12月に提案して、それは継続審議的なことを考えているのか、そのあたりのことと、もう一つは基本計画とか基本構想とか、譲渡後の姿です、そういったものをきちんと冊子にまとめる考えがあるのか。また、その時期について伺います。審議会については、保健福祉等の審議会と、もう一つ何か保健医療市民会議という言葉も出てまいりましたが、その2つでは意見を聞くというだけなのですが、どういった資料を出して、どれぐらいのボリュームで意見を聞く手続きを行っていくのかについて。

3点目、保育所については、保育は行政が責任を持って整えるということが法律で義務化されていると。努力義務ではなくて義務なのだろうと思うのですが、一方高齢者や障がい施設については、行政はどのような義務を課されているのか、また課されていないのかについて伺います。

答弁漏れだと思うのですが、高齢者施設については職員の変動はあるのでしょうか。

松澤課長

清水委員おっしゃられているのは、指定管理、譲渡する施設に市の職員がいるかないかということでしょうか。

（「一般事務職員」と言う声あり）

松澤課長

今いる職員が減るかどうかという意味ですか、譲渡したことによってですか。それは、体制の問題はありますけれども、減る可能性が全くないとは言い切れないと思います。その業務が、譲渡に関する事業に今当たっている人間がおりますので、その者が減る可能性は、その者がいなくなるか別の者がかわるかはわかりませんが、そのような可能性はあると思っております。

深村副主幹

全体のスケジュールの中での議会提案の部分なのですが、8月1日の委員会で示した際には12月と3月ということで、2段階で実は議会提案を書いていましたが、実際は3月のほうがメインになるのであろうかと思っております。ただ、3月に一気に各種条例改正ですとか廃止ですとか、あるいは財産処分議決を経るとなると、今度利用者の方への説明期間も要するといったこともありますので、3月より前の時期で、しかも12月よりは若干おくれるときに一度開催をしなければならないという感じも現段階では思っています。そうすることによって、利用者の方への準備期間が確保できるのではないかなという

ことの判断によるものです。

それから、この譲渡、事業移管に関する基本計画、基本構想という部分につきましては、事業移管計画をまとめることにしておりますので、その中でこれまで委員会において説明してきた部分も含めまして、一体的なまとめの部分を仕上げていきたいと考えています。

それから、保育所と同様に高齢者、障がい者のほうでそうした市にとっての役割、義務的なものというか、そういうのがないのかという部分については、私は高齢者の部分だけで言わせていただきますと、3年に1度の介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画において、市が進めていくべき高齢者福祉サービスの施策体系、考え方についてはまとめておりますので、それをもってして市は高齢者施策に対する考え方を表明していくということになるかと思えます。

国嶋課長

市民会議に示す資料、ボリューム、内容ということですが、保健福祉部関連については保健医療福祉市民推進会議というのを従前から設けております。介護事業、高齢者、障がい者、それらの計画を策定する際の答申等については、その市民推進会議において協議するという一括の方式をずっととらせていただいておりますので、そちらにも意見を聞くという部長答弁でございましたけれども、その内容については今のところまだ、これからの検討になると思います。また、障がい者施策についてもその設置、計画整備等につきましては、3年に1度の障がい福祉計画、5年に1度の障がい者計画、それによりましてサービス料の見込み、事業所のあり方等、市としての方針を定めていくということになると思います。

清 水

障がいと高齢については、施設を直営して、ノウハウを蓄積する必要性は、法令上からいうと必要とされてはいないと受け取りましたが、それで福祉行政がきちんとやっていけるのかということを確認というか、これからいろんな調査の中で、そこは確認をしていかなければならないのですが、基本的なスタンスについて伺います。

2点目は、議会の関係、やっぱりいま一つわからないのです。まず最初に、どんなものが出てきて、それは12月の4定にも出てくるものがあるのか。また、1定の前というのは、それは臨時議会を要するようなものなのか、それとも委員会に示して1定で議決を要するものなのか。また、1定の後というような言い方もされましたが、それは議決を要するものなのか、必要のないものなのか。もう少し具体的にご説明を伺いたいと思います。

(「議事進行」と言う声あり)

窪之内

簡単な質疑で終わって、深い質疑については次回以降に行うとなっていたのに、こういうふうに進んでいくと、前回の説明に対する質疑を聞かない前に時間がどんどん過ぎていくような感じがするのです。今回は、たまたまこの譲渡についてだけで、ほかが説明されないで終わったのだけれども、もし4点全部説明されていたら、こういう形で再質、再質とやっていくとそれだけで時間がかかるので、再質の部分は、例えば聞いた次回に回すとかという形にしたほうがスムーズに進むのではないかということで、例えば議会の提案のことも今回の説明とは違うところなので、その辺を整理しないと時間ばかりかかると思うのですが。

委員長

議事進行がかかりました内容につきましては、今考えていたところでございます。

清水委員、この説明の内容等についての再々質までいておりますので、具体的な内容に踏み込んでおりますので、次回の質疑にそれを持ち越すということではないでしょうか。

清 水

基本的にはそれでいいです。私も踏み込み過ぎたという気持ちはあるので。ただ、進め方の問題で、やはりこういうのはこれから答弁考えるとかということではないはずなので、そこだけは聞いておきたいと。

議会との関係だけでいいです。

委 員 長

議会との関連というスケジュール等々についての内容を、具体的ではなくても、このような形でということだけでもよろしいですので、お願いいたします。

佐々木部長

議会の関係、今後議決等ということで、委員会で十分ご審査いただきまして、そういったものをまとめ、方向性ということで、早ければ12月の議会で、一番大事な財産処分の議決があるものですから、それを予定して、それ以外に諸条例の改廃がありますので、それは3月の議会と予定しておりますが、あくまでも12月議会で財産処分についての議決を最初にやればということを、目標としては所管のほうは現在のところそう考えております。

委 員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

窪 之 内

1点確認なのですが、先ほどから言っている緑寿園の建てかえのスケジュールを次回以降示すということなのだけれども、緑寿園の建てかえは譲渡すれば緑寿園がやることですよね。それで、そのスケジュールを示すというのは、緑寿園が考えているスケジュールを示すと受けとめていいのかどうか。市が考えているところなのだと。では、その基本の線に沿って緑寿園と交渉することなのか。その辺がよくわからないので、どういった考えのスケジュールを示されるのかだけお伺いしておきます。

深村副主幹

建てかえのスケジュールにつきましては、建てかえの基本計画とともに市が考えているスケジュール、改築場所を事業団に示した上で調整をしたものをこちらのほうにお諮りするということで考えています。

佐々木部長

そういうスケジュールで、それは以前にもお話ししましたように実施計画レベルのものではなくて、事業団と話し合った今後の方向性につきまして、この委員会に提示していきたいと考えております。

委 員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

木 下

やはり一番懸念しているのは、譲渡後に緑寿園を事業団で建てかえるということになったら、一番大事なのは建てかえの場所、立地場所だと思うのですが、そこは市の考え方とお互いに合致したところという考えで計画書は出てくるという考えでいいのでしょうか。

佐々木部長

こちらの考えとすり合わせしながら方向性を出していきたいと思えます。

委 員 長

そのほか今回の説明に対する質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長

若干休憩します。再開は午後3時15分といたします。休憩します。

休 憩 14:58

再 開 15:15

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

前回の説明における質疑をこれよりお受けいたします。

通告を出されている方は、通告の内容について厳守していただきますようお願いいたします。また、ご答弁につきましても、協議中で明確でない部分は協

窪之内

議中ということでご答弁をお願いいたします。

質疑ございますでしょうか。

それでは、質疑をさせていただきますが、委員会のほうに10点ほど通告で出しておりますので、それぞれ皆さん資料を持っていると思うので、その資料に基づいて答弁をいただきたいと思います。

それでは、1点目、土地の売却額を平成25年1月1日の固定資産税路線価として算出しているが、平成26年1月1日で路線価が下がると想定されますが、売却額はいつ時点の評価額とする考えなのかお伺いします。

2点目、起債の利率はいろんなものによって違うということでの質疑なのですが、何%で試算したのかお伺いします。

3点目、譲渡しなかった場合、緑寿園の建てかえと更生園のクリーニング機器の更新、アイガモ堆肥場整備を見込んでいますが、そのほかに大きな改修や機器更新等はないと判断してよいのかどうか。

4点目、耐震に問題のある施設はないと確認してよいのか。この場合、建てかえ計画である緑寿園を除いての質疑です。

5点目、緑寿園建てかえに係る基本設計、実施設計、事業費、後年次負担の試算金額及び建てかえ費用の財源試算金額についてお伺いしたいと思います。

6点目、更生園クリーニング機器の更新費用及び後年次負担の試算金額についてお伺いします。

7点目、アイガモ堆肥場整備に係る費用及び後年次負担の試算金額。

8点目、財政面のほかに指定管理と比べ施設譲渡することでのメリットをどのようにお考えか伺います。

9点目、譲渡後の滝川市と事業団の関係、監査、監督、調査権の有無等についてお伺いいたします。

10点目、事業団職員の施設別の労働条件というのですか、労働環境、労働形態等についてお伺いしたいと思います。

実は、前回報告していないところの質疑も入っているのですが、譲渡をするのかしないのかということを考える上で、事業団職員の労働環境等も必要と考えた上で10点の質疑を出しましたので、ご答弁よろしくをお願いいたします。

深村副主幹

まず、1点目、土地の売却額はいつの時点での評価額とするかについてですが、あくまでも売買価格の参考といたしまして、路線価を用いております。この譲渡の協議が年内には大筋固めなければならない、そんなことを考えたときには25年1月1日現在の路線価を用いていきたいと考えています。

2点目、施設整備改築等に係る起債の利率は何%で試算したのかについてですが、前回実は2%という言い方をこの委員会の場でさせていただきました。よくよく調べますと、施設種別等によりまして借入れ期間と利率も異なっております。利率で申しますと、0.6%から1.5%の利率の範囲内で試算を終えております。

4点目、耐震に問題のある施設はほかはないと確認してよいのか。これに対しては、委員のご質疑のとおり緑寿園のみということで理解していただいて構いません。

5点目、緑寿園の建てかえに係ります基本設計、実施設計、事業費、後年次負担の試算金額及び費用の財源の試算金額についてですが、これは実は追加資料で、すごく字が小さくて大変申しわけないのですが、それぞれの施設を譲渡し

なかった場合ということで、こちらのほうに記載をしております。例えば軽費老人ホームからいきますと、基本設計が430万円、これは丸々一財です。翌年度に実施設計、これは1,000万円、起債を充当率80%で残り2割が一般財源。解体工事費が28年度予定で3,565万円に対して起債が2,850万円の残り一財で、建てかえ工事が5億3,565万円に対して補助金と起債ということで、以下同様な見方で内訳のほうを記載しております。

そこで、私からは補助の関係の話をさせていただきます。建てかえの財源といたしましては、道の老人福祉施設整備事業費補助金と起債を見込んでおります。この中で、補助金は委員ご指摘のとおり1床当たりの単価が決まっております、本年度の道の整備方針によりますと、養護であれば423万2,000円、特養及び軽費は365万4,000円となっており、別途解体撤去の補助といたしまして、養護であれば71万3,000円、特養であれば61万5,000円の補助が見込まれます。それから、ご質疑の最後、事業団の職員の施設別の労働環境、労働形態等ということで、実は金曜日、通告質疑をいただいた後、委員にも一度お電話で確認をさせていただきましたが、その後事業団本部にも照会をいたしました。本日、資料として提出できればよかったのですけれども、あいにく整わなかった部分がありまして、これは次回以降にお願いをさせていただければと思います。内容説明については、私どもが答えるところはなかなか難しいのですけれども、あくまでも資料提供ということでお渡しするというところでよろしかったでしょうか。

(「はい」と言う声あり)

深村副主幹
国嶋課長

では、私からは以上です。

それでは、ご質疑の3点目、緑寿園の建てかえ、更生園のクリーニング機器、アイガモ堆肥場整備以外の大規模改修、機器更新等でございますけれども、ご質疑のシミュレーション、前回お示しした中で見込んだ以外についてですが、20年というスパンがありますので、その中で大規模修繕等がないとは言いきれません。ただ、20年たてば現状新しい施設も古くなりますので、そういったことは必要になるかとは思われます。ただ、今現時点では事業団と協議を進めている中で事業団からも緊急だということで要請があつて、必要だと判断したものの、大規模なものをこのシミュレーションの中では見込んでおります。

次に、質疑の6点目、更生園のクリーニング機器の更新費用と後年次負担の試算ですが、平成26年度、クリーニング機器で7,000万円を見込んでおります。そのうち起債5,600万円を除いた1,400万円を前回配付いたしましたシミュレーション、資料の中に譲渡しなかった場合の費用B（施設建てかえ費用等）の4,290万円の中にこれを含んでおります。次年次以降は起債の償還費用、これを見込んでおります。

次に、質疑の7点目、同じくアイガモ堆肥場に係る費用及び後年次負担ですが、同じく現時点ではシミュレーションの中で平成26年度にアイガモ堆肥場の整備経費として1,000万円、起債予定800万円を除いた200万円を同じように見込んでおりまして、次年度以降については起債の償還費用を見込んでおります。

次に、ご質疑の8点目、財政面のほかに指定管理と比べ施設譲渡することでのメリットということでございますが、ご説明しました備品の更新一つとりましても、財政的だけでなく必要の頻度、将来見込み等、総合的判断の中でリースにする、もしくは一般法人であれば中古機器での更新を行うと、より柔軟な

運営が可能になると考えております。仮に障がいの施設で訓練費目を変更する場合でも、市が実施するよりは法人としての経営分析を経て実施されることとなりますし、決定に至るスピードも行政で予算が組めない等の理由で見送られることなく取り組みが可能になるのではないかと考えております。

ご質疑の9点目、譲渡後の滝川市と事業団の関係ということでございますけれども、事業継続の担保につきましては、これまで委員会等でご説明申し上げてきておりますが、基本的な申し合わせ事項に関する協定書を結びます。その中で担保をそこに明記することになると考えております。この協定書に基づいて円滑な運営と利用者の処遇維持向上、これを目指していくことになります。また、社会福祉法人の本部ですが、これの監査主体が今年度から市に移管されております。今年度、11月下旬には第1回の監査を予定しております。法人の定款、理事会と記録の整備、財政収支状況等、移管元である北海道が示してくれました監査マニュアルがございますので、それに基づきまして実施をする予定でございます。

窪 之 内

1点目の土地の売却ということでいえば、市としては25年1月1日の路線価ということの一つの基準に置いていると。これが基準であれば、上下する可能性があるのか。向こうとの話し合いで決めるということなのだと思いますけれども、そうした場合にもしかすると高く言うということはないと。市は最高でこの路線価で売る、譲渡すると考えているのか。また、下限がここなのか、上限がこの金額なのかという点を再質したいと思います。

それと、8点目の財政面のほかに指定管理と比べ施設譲渡することでのメリットという、結局市民に施設譲渡するということを納得してもらおうという点で見れば、ここが大事なのだと思うのです。だから、福祉、保育、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉とか、そういう面を市がやって指定管理をしているよりも、施設譲渡したほうがそういった福祉の面でのプラスになるのだと。さっき施設上のものとカ用品上のことは話していたのですが、そういうことを含めて、もっとこういう点で福祉施策として譲渡することがメリットになるのだと。市がやっているよりも、よりいいのだということを明確にする必要が私はあるということで改めてお伺いしたいと思います。

9点目については、協定書の案が今後の中で出てくると報告されていますので、そのときに内容を見て判断したいと思います。

また、10点目についても、次回以降資料提供することなので、それが提供された中で判断していきたいと思っています。

委 員 長

1点目の質疑は、25年1月1日を基準としているけれども、その後の変更の考えとか変更というのもあり得るのかという質疑でよろしいですか。

（「いいです」と言う声あり）

委 員 長

それでは、3点です。

深村副主幹

まず、質疑の1点目についてですが、委員のおっしゃるとおり、25年1月1日現在を上限として考えていただいて結構です。

国嶋課長

ご質疑の8点目の再質疑でございますけれども、今担当として考えているのは、まず財政面のシミュレーション等でお示しをし、またそれを更新する際の有利な点をお示ししております。また、福祉上プラスとしてよりよくなる点が何かというご質疑でございますけれども、今担当としては運営上よりよくなるというのは、具体的ではございません。なぜかといいますと、社会福祉事業団とい

うのは、それぞれの施設ができたときから、最初から運営をしていただいております。例えば市で直営をやって、市の職員が当たっていた時期があり、それを事業団に切りかえたのでということではなく、最初からその運営に当たってきていただいておりますので、その状況については指定管理の現在もそれぞれの収支もしくは事業報告等で適切に運営されていると判断しておりますので、その運営をより安定して柔軟に続けていただくことが市民にとっての利益ではないかと考えております。また、特に障がい者施設につきましては、現状、過去に比べまして、例えば事業についての収支ですとか、それがかなり変動を来しておりますので、それらに市で対応するよりは、事業団のほうがよりスピーディーに対応していただけると。例えば鶏舎を直すですとか、それを市でということになりますと、補正予算を組んで何カ月後の議会を待って、それからという段取りになってしまいますので、その間、ではひなをどうするのだという話にもなりかねません。そういったところは、事業団のほうが市の予算、大規模なものについては取り組みやすいという判断はしております。

窪之内

最後の8点目について、財政的なことはもちろん、運営上もということで、今説明された部分についてはわかるつもりなのです。その辺を今後のことにもしかしてなるのかもしれないのですが、結局事業団に譲渡したほうが国から来るお金の点でも若干有利になるようなところもあるというのと、そうやって見たら専門性がずっと担保されていくとか、いろんなことがあると思うのです。この譲渡するメリットについて、やっぱり市民にわかりやすい形で説明をする上での何点かまとめたものをどこかでつくって示していただきたいと思うのですけれども、そういうことは可能でしょうか。

国嶋課長

まず、経費的には、例えば障がい者施設、今の形態ですと介護給付費の9割しか市に入ってきませんので、直営でやった場合はそれが10割になります。それと、今お話にありましたメリット、市民にわかりやすくというのは、これは当然の話でございますので、それについてもよりわかりやすく、今の時点では運営が譲渡された後で飛躍的にこれが向上するというのは思い浮かばないのですけれども、ただ財政的な面だけでなく、安定運営という形でのメリットを示すことは検討させていただきたいと思います。

委員長
清水

そのほか質疑ございますでしょうか。

まず1番目ですが、市財政シミュレーションについてで、今回の3分類でのそれぞれの収支内訳についてということで、1点目、2008年11月17日、厚生常任委員会提出資料では障がい者施設、高齢者施設、保育所の3項目で試算をしています。その結果、収支は譲渡したほうが保育所で3億4,000万円以上のプラス、高齢者施設は4億5,000万円以上のマイナス、障がい者施設は2億6,000万円以上のプラスで、合計で約1億5,000万円のプラスだったと。今回の3分類でのそれぞれの収支内訳について伺います。

2点目は、2008年度の試算の保育所についてということで、2008年度の試算で保育所を譲渡したほうが24年間で3億4,000万円以上の収支プラスとなるとしていた理由について伺います。

2番目、無償譲渡の場合の施設計画についてでは、1点目の緑寿園3施設のスケジュールについては窪之内委員へのご答弁で理解をいたしました。

2点目、障がい者施設の改修と将来の建てかえスケジュールについてですが、これを伺います。

次に、3番目、介護保険等への制度変化の対応についてですが、軽費老人ホームについては、1点目、現行軽費老人ホームは認められないということらしいのですが、建てるとしたらケアハウスだと。そういう中で、ケアハウスと軽費老人ホームの違いについて伺います。

2点目、ケアハウスに特定施設入所者介護を併設する計画というのは、先ほど今回の方針案で示されましたが、併設する場合の要介護者見込みについては具体的には示されませんでしたので、伺います。

3点目、養護老人ホームについても併設の計画は示されましたが、要介護者の見込みについて伺います。

4番目、老人ホーム施設の定員について、まず1点目、特別養護老人ホームについては、まず1つ目は総定員の増床への考え方について、2つ目はユニット定員と多床室定員の配分の考え方について伺います。

2点目は、ケアハウス、養護老人ホームの定員の考え方について、先ほど特養についても維持ということが示されましたが、増員の考え方はそれぞれなのか伺います。

5番目、補助金についてですが、9月30日、常任委員会で視察を行いました、補助金が非常に少ないということが印象的でしたが、ユニットの配分等で施設条件にもよるのではないかとということでお伺いします。この点について、今窪之内委員の答弁で示された資料では補助金額も示されています。この補助金額まで示されている根拠についてお伺いします。

6番目、貸与計画の施設について、貸与についての考え方ですが、2008年度の計画では西町デイサービス、花月保育所、三世代交流センターなどは、合築のため貸与方針でした。今回は、貸与という言葉は出されておられません。また、貸与の場合は行政財産か普通財産か伺います。

7番目、譲渡の理由についての十分な説明について、譲渡の理由についての十分な説明が必要だということに考えますが、1点目、市民の福祉を守るために税を投入してきた施設を一気に譲渡する理由について、安定、長期、財政などに分けて説明をされてきました。しかし、一括で譲渡を基本とするということについての十分な説明が必要ではないかと思います。市の直営して一括というか、2保育所については譲渡しないということで、ほぼ一括ということで訂正をしたいと思いますが、市の直営、指定管理施設を残さない理由が必要と考えますが、伺います。

2点目、指定管理制度とはいっても、他の施設も含め、事実上長期の非公募が行われています。今後も続けることに国の通達等でそれを制限するようなものがあるのか伺います。

3点目、指定管理者が公募で変更されるとスタッフの入れかえがあり得るので、それを解消するためのというのが理由の一つとされています。体育協会の指定管理でも同様なことが言えるのですが、それとの整合性について伺います。

8番目、段階的、部分的譲渡について、所有施設がない事業団に一気に高齢、障がい、保育所については一部ですが、施設を譲渡することについて、まず1点目として市が新たに起債償還が生ずる施設はすずかけだけかと。また、それは市にとって13億円もの大きなデメリットとなります。また、保育所についても新しくすることや事業団の非正規率が高過ぎる現状を考えれば、そういう団体に譲渡することは問題であり、これらを除く部分的あるいは段階的な譲渡の

考え方はないのか。

最後9番目、理事会、評議員会の他の事例についてですが、道は北海道社会福祉事業団を譲渡した後、北海道の特別職退職者を中心に理事会への影響力を明確にしています。道の事例も私も新聞報道等でしか知りませんので、道の理事会、評議員会への就任等についての方針、また他市町の事例について伺います。

ご質疑の1番目の1点目、今から5年前、厚生常任委員会においてお示しをした資料の収支を踏まえ、今回はそれぞれ3分野でどうなっているのかという部分であります。前回報告した際、その内訳といたしましては緑寿園の建てかえ事業費、これを初めとして保育所等譲渡予定施設の大規模な改修費用にまで大きく踏み込んだシミュレーションとなっております。それぞれ施設の建築年数が異なりまして、その時点での設備の老朽度や故障頻度など読み切れない部分も多分にあるといったことから、前回の委員会でご説明したように、今回はあくまでも緑寿園の改築、これが非常に大きなウエートを占めるものですから、これを中心に現時点明らかに見込まれる主なものをシミュレーションに盛り込んだままであります。したがって、前回5年前と今回のシミュレーションの作り方が異なることから、3分野それぞれで収支の内訳を出してというような見方はしておりません。

それから次に、5番目、ユニット配分など施設条件にもよるけれども、市の今回の見方についてです。養護と、それから軽費老人ホームにつきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおり、それぞれ1床当たり単価が幾らというのが老人ホームでは決まっています。それに基づいての試算を行っています。特別養護老人ホームにつきましては、市のシミュレーションを算出する上において、このユニットの配分率7対3が守られないということは想定しづかったものですから、あくまでも道の現在の老人福祉施設整備事業費補助金に該当するという前提で、7対3が守られたという前提で現行の制度に沿った中での試算をしておりますことから、補助金は満額見込んでおります。

それから、2008年度計画では西町デイサービスと花月、そして三世代交流センターが貸与方針で今回はどうかといった部分ですけれども、現時点、西町デイサービスと三世代交流センターはやはり指定管理の継続ということを考えているのと同時に、花月保育所につきましては無償貸与の方向で考えております。なお、花月保育所が貸与となった場合には普通財産になると考えられております。

それから、7番目の1点目、市民の福祉を守るために、ほぼ一括譲渡を今回基本としていることについての十分な説明がなされていないのではないかとといったご質疑についてですけれども、これまでも委員会あるいは本会議の場におきましてもご説明させていただいておりますが、福祉サービスを提供します一般社会福祉法人や企業等が進出していて、この結果施設運営や利用者へのサービス提供のノウハウなどが蓄積されていて、民間においても質の高いサービス提供が可能となっております。社会福祉法等、関係法律や基準に基づきまして、設備及び運営については公立、私立にかかわらず、一定のレベルが確保されているといったことで、官民でのサービスの格差は基本的にはありません。加えて、公共に比べて民間のほうが多様なニーズに柔軟に対応しやすい体制であることも事実だと思われまます。譲渡予定施設、先ほど国嶋課長のほうからも説明ありましたが、設立当初から事業団が長い間運営してきたノウハウと実績があ

ります。社会福祉施設や事業の一部を切り離すことは、逆に市の一括譲渡といった方針に一貫性を欠くことにもなりかねない。これまでの経過、実績等を踏まえた上でやはり一括事業団にお願いをしたいという基本的な考えによるものであります。

8番目、市が新たに起債償還が生じる施設はということで、これにつきましてはナイスケアすずかけ老健とデイサービスセンターすずかけと見晴デイサービスセンター整備にかかわる分のみであります。13億円もの負担が市にのしかかってくることが大きなデメリットではないかという部分なのですけれども、確かに施設譲渡をした後、残った公債費の償還につきましては市が定時償還に合わせて償還をしていかなければなりません。しかし、20年間の効果額といたしまして5億4,700万円と前回の委員会においてご説明をさせていただきました。加えて、保育所などほかの施設の大規模改修など、総合的な財政負担を考えたときにはやはりこういったものも軽減されていくのではないかなと、トータルでの視点で考えております。

次に、保育の部分、保育所も新しかったり非正規職員の数が多いのではないかなというお話ありました。保育に関しましても、事業団に譲渡することによって質や基準が下がるといった問題が起こり得るとは想定しておりません。部分的、段階的な譲渡によりまして、委員が指摘する部分が解決されるとは思えないところでもありまして、個々の施設を見ることは確かに大事だとは思いますが、やはり市といたしましては事業団の設立経過を踏まえて、全体を包括的に運営する視点、これに基づいて一括譲渡を打ち出したところでありまして、

9番目、譲渡後の特別職等の影響力ということですが、委員ご説明のとおり、道の社会福祉事業団の理事長は元の教育長であつたり、あるいは評議員に現職の自治体の職員の方がいらっしゃる、あるいはほかの法人においても現職の職員の方が評議員にいらっしゃるかといった事例は何件か承知しております。ただ、これをもってして法人運営に市の意向をずっと継続的に波及させた影響力が行使できるといったようなことにつきまして、我々としては判断はできない部分でありますので、これにつきましては意見として承ります。

国嶋課長

私から、ご質疑の2の2、障がい施設の改修と将来の建てかえスケジュールについてですが、更生園、新生園、施設の現状と、また平家建ての構造から喫緊の建てかえの必要性があるとは現時点では判断はしておりません。現在更生園と新生園の建てかえスケジュールというものは必然的にまだ持っていない状態です。過去軽微な修繕等は事業団で当然取り組んでいただいたものもありますし、屋根の張りかえですとか塗装、そういったものは市で負担してきた経過があります。設備についても、洗濯機等100万円を超える高額修繕等については市でも実施しておりますし、先ほどご説明いたしましたように、現在今年度については地域の元気臨時交付金を活用しまして、更生園のボイラー更新等を実施しているところであります。

松澤課長

私からは、4の1、老人ホームの定員の考え方でございますけれども、まず総定員の増床への考え方ということでございますけれども、待機者が数多くいらっしゃる。人数までは、決算委員会でもお話出しましたが、これは園との契約の関係でございますので、市で具体的には押さえてございませぬけれども、待機者もいることですから、考え方として第6期の保健事業計画を立てる際には市民会議の皆さんのご意見を聞く必要性はあらうとは思っております。

ただ、今国でも要介護度1、2の方が入所できないと、3以上の方が対象ということで見直しもかかってきてございますので、それによって若干ではありますけれども、待機者は減るのかなと。それと、滝川市の場合200床という、ほかでは例のないというか、ほかに1カ所ございますけれども、皆さんこの間施設見学行かれてご承知かと思っておりますけれども、その面からいきますと厳しい部分もあると思います。まして圏域調整ということもございまして、また道の枠配分ということもございまして、この辺を慎重に道とも連絡を取り合いながら考えていかなければいけないとは思っております。

2点目のユニットですが、国の考えに基づく整備方針でいきますと、建てかえの際にはユニット型にすると。多床室にする場合については、30%以下の範囲ということで併設も認めると。補助の対象となるということをおっしゃっております。そうしますと、緑寿園の場合ですと、多床室、最大でも30%ということで60床というような形になります。収入状況からいきますと、個室利用が困難な方もやはり清水委員おっしゃるように低所得者の方もかなりいらっしゃるかと思います。そうしますと、ご負担がふえるというようなことにもなりますので、ですからあとは補助の関係もございまして、この辺につきましてもまた慎重に検討して、関係機関との連絡調整をしながら、また働きかけ等を行いつつ考えていきたいと思っております。

須藤主査

私からは、質疑の3番目、ケアハウスと軽費老人ホームの違いについてということで、まず答弁をさせていただきます。

まず、老人福祉法では軽費老人ホームには提供するサービス等によってA型、B型、そしてケアハウスという区別がされております。中身としましては、現在緑寿園がそうですけれども、A型につきましては食事の提供や日常生活に必要な便宜を供する施設ですということが老人福祉法でうたわれております。次、B型につきましては自炊を原則とする施設。自分の食事は自分でつくって下さいという施設であります。そして、ケアハウスにつきましては、高齢者が例えば車椅子の生活をしなければいけないというときでも、特定施設入居者生活介護の指定を受けるなどして、身近な職員が24時間体制で生活支援、そして入浴支援、健康管理、生活上の相談等をサービスで提供することが可能ということになりますので、介護が必要になった場合でも退去することなく施設に住み続けられるというのがA型とB型との最大の違いだと思います。なお、A型とB型につきましては、現在経過措置施設であります。今後開設する施設につきましては、軽費老人ホームはケアハウス限定となっていることを申し添えたいと思います。

続きまして、ケアハウスに特定施設入居者生活介護を併設する計画かというお話ですけれども、先ほど方向性で説明をさせていただきましたけれども、やはり入居者の状態像の変化。なれ親しんだ施設で今後も継続的に生活をするということになれば当然必要だと思っておりますので、指定を受ける計画ではありません。ただ、介護保険サービスの適用となりますので、指定を受けるということになりますと、中空知圏域での特定の枠の調整が必要となります。こちらも道と情報を得ながら指定を受けていくことになると思っておりますけれども、現状では3割程度が特定施設入居者生活介護の指定の利用者ということで想定をしております。

続きまして、養護老人ホームの特定施設のお話ですけれども、こちらも軽費老

人ホームと同様に入所者の状態像の変化ということで、対応するために指定を受ける計画であります。こちらにつきましても、ほかの養護の施設の状況を見ながら、大体3割程度ではないかと考えております。

前田副主幹

続きまして、ケアハウス、養護老人ホームの定員の考え方というお話です。施設の使命、役割と、あと現状の入所及び待機状況、そして近年サービスつき高齢者向け住宅や小規模多機能型居宅介護などの施設が市内にも開設してきております。そういう民間の整備状況等を総合的に勘案しますと、現状では現在の定員を維持、50名ということで考えていきたいということであります。

私からは、最初のご質疑の2点目になりますが、2008年度の試算で保育所が24年間で3億4,000万円以上の譲渡したほうが収支プラスになっていた理由ということでございました。平成21年度から44年度までの利用者数の変化がない前提でのシミュレーションを前回の試算では行っておりまして、譲渡による民間が運営することにより対象となる民間施設等給与改善費あるいは運営に対する国庫補助並びに道支出金、さらにこれに伴う普通交付税への影響分を上乗せをして積算させていただいたところでございます。また、譲渡しない場合におきましては、市が実施することとなる防水工事など施設修繕に係る経費、およそ3,600万円を歳出に加えて積算させていただいた、その24年間の合計額がおっしゃる金額になっていたということでございます。

深村副主幹

最後にご質疑の7番目のところ、いま一度確認をさせていただきたいのですが、7番目の2点目で指定管理者制度で他の施設も含め事実上長期の非公募、今回13施設は非公募による特例条例でやらせていただいている、そのうちの10施設を譲渡することになりました。今後も続けることについての国の通達、この部分が私ども理解できなかった部分でしたので、いま一度見解をお聞かせいただきたい。

それから、7番目の3点目、体育協会の指定管理でもスタッフの入れかえによって同様のことが言えるけれどもということで、それとの整合性ということだったのですが、これは8月1日の厚生常任委員会で事業団へ施設を非公募で譲渡するというのは、他の施設にとってかわられるときには、これまで開設当初からずっと親しんできた施設の職員さんからサービス提供を受けていた中で、このかわるということが利用者にとってマイナスの影響に左右するのではないのかといったことをご説明をさせていただきましたが、ここでは指定管理という部分でのご質疑にも読み取れた部分もあるものですから、いま一度そのご質疑の趣旨をお聞かせいただければと思います。

委員長

清水委員、今の所管からのことですが、質疑の趣旨が理解できないということですので、再度質疑の趣旨を述べていただけますか。

清水

7の2については、指定管理制度で公募にした場合、他事業者になったときに利用者に不便がかかるということを明確に言っているわけで、では指定管理で非公募を続けるということについて国の通達はあるのかということ。このとおりで理解できないというのは、逆に先入観を持って何かこれを受けとめているのかと思うので、非常に単純な話です。国の通達はあるのかということです。だから、前段全部外して、指定管理制度というのはずっと非公募を続けたらだめだとかという通達があるのかということをして7の2では聞いています。

3点目は、これはそういう中で体育協会に指定管理している部分については、これは公募なのです。公募だから、いつでも事業者が体育協会からかわり得る

わけです。そのときは、いわゆる社会教育については長年市が直営でやり、それが体協に移り、その事業者が体協から別の業者にかわっても不便だということでないから公募にしていると、福祉のほうの組み立てからいえるのだろうか、同じ滝川市ですから。そういう点で整合性についてお聞きしたということです。

深村副主幹

7番目の2点目につきましては、国の通達上でその非公募を続けることがだめというのは、私どものほうでは承知しておりません。

それから、3点目ですけれども、こちらにつきましてはあくまでも指定管理者制度の適用方針を平成18年度に策定した際には、事業団の施設譲渡が前提でありました。それが相整うまでの間、非公募による特例条例により指定管理者を更新していくといった基本的な考え方がありましたので、これは体育協会の事例とは一致しないと考えております。

清 水

1番目なのですが、2008年のシミュレーションでは3分類で試算ができたのに、いろいろ答弁していましたが、よくわからないのです。トータルで5億4,000万円でしたか、5億数千万円の財政メリットが二十何年間であるという結果が出るということは、3分類で要するに事業団でいえばそれぞれ特別会計的に収支を見るのだと。当然市も特別会計的に収支を見て、それを足したものもまた、合計もまた別に見るということでは、3分類でシミュレーション試算できないというのは困るということで、逆に言うと何でそれで合計が出るのかという話にもなるのです。明らかに高齢者施設については、譲渡したほうがマイナスだというのは、これははっきりしているわけです、13億円の問題で。だから、出せないのであれば出せないなりの限界、ここまでは出せますとかいうことでお伺いしたいと思います。

2番目、障がい者施設なのですが、市の施設を譲渡するに当たって、最悪、もう既に昭和57年に建てた施設ですから、もう今から30年以上たっていますよね。通常、これは耐震性はあるのだけれども、いわゆる床、壁の大規模改修というのは考えるところだと思うのです。それは、恐らく床、壁については一度もやっていないと思うのです。譲渡するときは、更生園、新生園が10年後も20年後も30年後も続いていくのかどうかというのが一つの譲渡する、要するに受け手がそれを続けていけるのかどうか、いく考えがあるのかというのが一つの判断基準になるということでお聞きしたわけです。だから、今のところそういう計画はないということで答弁があったのだけれども、市としては幾ら何でも、あの施設をあのまま床と壁、さらに10年、20年ほうっておいてもいいとは思っていない。あるいは、修繕等でもいいとも思っていないだろうと思うのです。いずれ、あれは大規模改修だという考えを持っているのかということをお伺いしたいと思います。

3番目については、要介護の見込みは約3割ということですので、これについては再質はいたしません。

4番目、定員についてですが、今の政府の要介護3以上ということを経由の一つとして、特養については定員は上げる考えはないという今の考え方を示されたわけですが、一方でそうなると当然ほかの施設でその方たちをとということになると、逆に養護やケアハウスの定員増ということを考えられる必要性が出てくるのではないかとということをお伺いしたいと思います。

5番目の補助金についてですが、ユニット7割というのが補助要件だと。ユニ

ット7割で負担増については慎重にという表現がされましたが、ここは最大の問題だと思います。現時点でユニット7割、これを取り入れた場合、どの程度の方がどの程度の負担増になるのか。利用料ははっきり、もう制度はわかっているわけだから出せるし、きょう答弁が出なければ次回でもいいと思うのですが、その点について伺います。

それと、この7対3というものが守れない場合、補助率はどうなるのかということをお伺いします。

6番目、貸与についてですが、花月保育所は普通財産で貸与すると言われますが、普通財産で貸与する場合、要するに原状復旧だと思うのです。貸与するということは、市の所有物なのだから、それが傷んだりするということについては、原状復旧してほしいというようになると思うのです。しかし、使っていけば当然古くなっていきます。それは、誰の責任でそれを原状復旧するのかとか、そういう貸与ということについて、その資産価値とか、補い方だとか、ほかにこういうことについて恐らく事例はないと思うので、お伺いをしたいと思います。

それと、8番目の段階部分的譲渡ということですが、明らかにすずかけと見晴デイを譲渡しないほうが市は13億円有利なのです。こういったことがあるので、保育所については2施設を譲渡しないということとあわせて、すずかけと見晴については、これを譲渡しないと。市が有利なのだから譲渡しないということで事業団と交渉をするということで、市民の財産を守るという点で一つ考えられる方向だと思いますので、お伺いをしたいと思います。

最後、9番目についてですが、道についてはよくわからないというような答弁だったと思うのです。果たしてそうなのかと。あれだけの施設を無償で譲渡したかどうか、それは私も全然わかりません。しかし、前特別職の方が理事長として行ったり、評議員に現幹部がなったりということがたまたまされているのだと私はとても思えないのです。そういったことが道議会の答弁だとかということで担保されているのではないのかと思うのですが、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

国嶋課長

障がい施設については、先ほど窪之内委員のご質疑にもお答えいたしましたけれども、10年、20年、極端な話30年のスパンで建てかえや大規模改修が必要でないとは当然思っておりません。ただ、お示したシミュレーションの中で、例えば20年のスパンでお示ししておりますけれども、10年後幾らどの程度までというのが今時点で見込めないで、シミュレーションの中には見込んでいないということでもあります。これは、譲渡を前提としたシミュレーションを組ませていただいておりますので、もしこれが実現しなくて、2008年ですか、お示したように全てを網羅するということになりますと、深村のほうから説明した金額よりも市のメリット金額として算定するのは今度は逆にふえていくという考えになると思います。ですから、今回お示したシミュレーションについては、現状見込めるものを見込んでいます。事業団のほうから、これは至急直さなければいけないというものについて今時点での見込みであります。当然将来的に30年、40年もつということを前提としているものではありません。

須藤主査

ユニット型に入居した場合に増になりますよと。どれぐらいの人がふえるのかというご質疑でありますけれども、ユニット型が多床室の割合がまだ決定していませんので、どのぐらいの人というのははっきりしたことは言えませんが

ども、明らかに多床室の方がユニット型に移った場合については、当然居住費というのは全員ふえるということになりますので、多床室からユニット型に移る人がどのぐらいいるのかということによって、また何人というのも変わってくると思います。それは、今後ユニット型と多床室の割合によって総体の人数が変わってくると思います。なお、多床室からユニット型に移ったときにどのぐらいの金額が上がるのかというのはもう一般的に示されておりますので、介護保険料の段階、第1段階から第4段階以上、それぞれにおいて金額が分かれております。増額部分については、月額でありますけれども、1万5,000円から4万円ちょっとという幅で増額。これは、あくまでも段階に応じてその上り率も増額になっているという現状であります。

深村副主幹

ユニットの7対3が守られない場合の補助制度の部分というご質疑だと思うのですが、実は、道のほうにも確認したのです。そうしましたら、道の整備方針の中ではユニットの7対3もそうなのですが、老朽度、とりわけ旧耐震以前の建物については優先していくということと、その立地状況によって採択基準が優先されるというようなお話もありました。したがって、この古さというか老朽度という観点から1つと、それから改築に当たってはユニットの7対3を守ってほしいということが大きな考え方の根本に道としては持っています。

管内の事例なのですが、ユニット型の7対3をどうしても入所者の状況から守れないといった法人の方は、実は現在補助なしで整備を進めているという事例もあります。ただ、これをやってしまうと、施設整備においても200床を抱える事業団にとってはかなりの負担になるものですから、現在社会保障審議会の介護保険部会でもこの7対3は必ずしも維持しなくてもいいのではないのかという地方の声も踏まえるようにというやりとりもなされているように伺っておりますので、我々はそういった機会も通じながら、何とか7対3によらないような補助制度の維持をお願いしていきたいと考えています。

それから、すずかけと見晴は譲渡しないほうが有利というお話だったのですが、公債費の関係のことを指しておっしゃられているのかと思うのですが、実は今介護保険施設の償還金を協力していただいて、年間1億円ベースでいただいていると。これは、介護保険5施設をプールした状態の中で1億円を捻出していただいて協力してもらっているのです。したがって、この1億円の財源の大きな主をなしているのは実は特養です。ですので、特養を譲渡して、すずかけと見晴だけを持っているということは、これは全くもって逆の話でありまして、すずかけを持っているのであれば特養も放すべきではないというのがその中では結論として見出されてくるものですから、誤解をされている向きがあるようでしたら、それは訂正させていただきたいと思います。

最後、道の理事長が道議会で担保されているのか、この部分については私ども正直うかがい知れない部分でもありますので、可能な限りわかる範囲で調べてみたい。次回以降で報告したいと思います。

中川部次長

6番目の花月保育所の関係、普通財産で無償貸与ということで、それを返還する場合は原形復旧ということになるのではないのかというお話ですが、貸すためには普通財産でなければうちはお貸しできないと。ただ、内容は保育所として、主として目的を持ってこういう事業をお願いしたいと。単純に部屋貸しということではなくて、行政目的を持った使途で使って保育の業務に当たってほしい

ということなので、これについては今も通常傷んで補修をしたりとかという場合はお願いしておりますけれども、例えば建てかえの時期が来たと。そういった場合については、やはり行政の財産というか、市が持っている資産であることには現時点では間違いはないので、そういったところは細かな今後の事業団との話し合いの中で、協定書の中で定めるなり、話し合っていかなければいけないとは思いますが、単純に事業団が使って、我々の資産価値が落ちたから、もとに戻すときは完璧に100%もとに戻してほしいということには単純にはいかなないと私は今思っているところなので、これについてはまた今後事業団と話し合っていきたいと思っております。

松澤課長

私から4番目の定数の見直しということで、先ほど要介護1、2の方が今後特養に入れなくなるということの一つの例として挙げさせていただいて、それに対して清水委員からは、では養護なり軽費のほうにというお話かと思っておりますけれども、要介護1、2というのは、中にはやはり施設に入らなければいけない方もいらっしゃるかと思いますけれども、基本的には在宅ということで、多機能の施設ですとか、経費がお高くなってしまうケースも考えられますけれども、サ高住であるとか、そういうところを利用させていただく。養護等の定数を簡単に上げるというのものなかなか、これはまた譲渡をした場合に事業団がどこまでそれができると。定数をふやすということは人をふやさなければいけないとか、運営上の問題もございますので、その辺は別といたしましても、まず一番大きな要因は、ふやすのが難しいというのは、これは介護保険料に影響してくることになります。介護給付費がふえますので、介護保険料が例えば30床ふやすとか50床ふやすとなりますと、数百円単位で上がりますので、介護保険料を上げるということになれば、市民の皆さんにもご理解を得なければいけない部分が出てきます。そういうようなことも一つの要因としてあるということでご理解をいただければと思います。

深村副主幹

3分野における収支の見方という部分なのですが、実は障がい施設であれば現在自立支援給付費ということで、基本的に給付費として支出した金額が管理代行負担金となって事業団の収入として受けているということで、これは基本的には変わらないのです。高齢者施設については、以前指定管理で介護保険施設で、例えばプラスで出た部分は精算で戻してもらっていたのを、3年ほど前から実績に応じて支出するように変えました、指定管理代行負担金の支出方法です。そうしますと、基本的には入ってきた収入はそのまま1割の利用料と9割の介護報酬はそのまま事業団に指定管理代行負担金として出ている。ということであれば、基本的に歳入歳出はそう大きな影響はないのです。そこで、保育所部分だけが利用料と、交付税等を見込んで、そこから指定管理代行負担金として出す際には実はマイナスが生じていました。5年前に資料をつくって報告した際にも、とりわけ例えば今の保育所の部分でありますと、次年度以降はなかなか予測しづらい部分があったことから、数字としてはそのまま固定して次年度以降置いていた数字の見方をしていたのです。そう考えると、3施設トータルでそれぞれを分類して収入、支出を出すということが、今回収支のシミュレーションを譲渡した場合、しなかった場合を算出する上においてどれほどの影響を与えるかという、基本的にはそんなに大きな影響を与えない。であるならば、大きな主なものとして今後見込める歳入、支出部分を盛り込むことで、その収支の見方を比較的簡易な中でお示ししたいとなっただけでありま

清 水

すので、これについてはご理解をいただきたいと思います。

5年前に分けて試算をしていたものが、今は分ける意味がないと。そういう大きな考え方だけで、保育施設以外についてはとんとんだということで、5億幾らの主要な財政メリットは、それは保育なのだというご説明だったというように私は理解しましたが、こういう質疑をするのはなぜかといったら、一括譲渡の是非を考える上で私は不可欠だということで、あえてこういう質疑をしているわけです。要するに大規模一時ですから、一括というのは。大きなものを全てではないけれども、ほぼ全てを同時期にということで、そこを判断する上で私は必要だと思ったのですが、今の答弁で了承したいと思います。

障がい者施設について改修の考え方を聞いた理由は何かということ、結局今の時点では必要ないというかわからないという、それは僕もわかるのです。ただ、いざというときに15年後、20年後に来たときに事業団がこの事業を、例えば費用がかかるので施設建てかえが大変だから自分でやるのをやめるとかいうことも考えられると、そういう歯どめを協定書で、要するにこの3事業の中身をいつまで続けるということがどう協定書に反映されるのかということで私は考えたのだけれども、協定書については次回以降出されるということなので、これについても再質はしません。

委 員 長

清水委員、少し待ってください。意見というよりも、再質であれば再質の内容を明確に言っていただくことと、今の所管に対する言い方であれば、委員長として言っているのかどうかかわからないのですけれども、民間であっても10年、20年後というのは採算が合わなければどうなるか、改修できなければどうなるかということは民間自体が考えることであって、譲渡した後というのは譲渡先が考えていくことです。それに対して、今所管のほうにそれを明確に協定書に盛り込んでということは今ここで言うことでもないような気がするのです。

清 水
委 員 長

質疑はしないと言ったでしょう。

質疑をしているのであれば、質疑の中身を言ってください。でなければ、時間だけが経過していきますので、お願いいたします。

清 水

済みません。大事な質疑をしているので、自分で整理をしながら質疑をしているということで理解をしていただきたいと思います。

それで、定員の問題と補助率の問題で非常に共通しているのですが、まず補助率についてなのだけれども、先ほどのご答弁では老朽化しているという問題と、7対3が別々ではなくて、どうもセットだと受け取ったのです。だから、7対3を守らなければ補助金はほとんど出ないと私は受け取りました。

それで、これから施設計画を出していく上で7対3でいくのか、とにかく7対3ありきなのか。それとも、補助金は出なくても7対3以外の多床室をふやす。札幌の施設を見てきて、札幌の施設は、補助金をもらわなくても半分以上が多床室という事例がありました。そういう視察をしているわけで、その前提でこれから進んでいくのかということがまず1点です。

2点目は、定員の問題なのですが、先ほどのご答弁では介護1、2は在宅だとかサ高住だとか、これは非常に乱暴なご答弁で、施設に残る権利があるのです。当然のように、この施設がだめなら在宅だとか、サ高住なんていうものは金持ちしか入れないわけだから、そういう点ではどういう施設を紹介するかという話に当然なっていくわけです。3施設の定員のバランスを考えるというのは、どこかが減ればどこかがふえるという関係にあると思いますので、先ほどのご

国嶋課長

答弁では私は理解できないということでお伺いしたいと思います。

まず、定員のお話です。福祉課長が言うのもおかしいと思いますが、障がいについても介護についても原則、ほとんどと言っていいほど増床については、担当のレベルでは入所施設の増床もしくは入所施設の新設は、困難だと認識しております。その理由としては、先ほど介護福祉課長から説明がありましたように、その制度の見直しも含めて、国がそういった在宅を推奨する方針になってきている。また、そういった入所型施設ではなくて、グループホームですとか地域密着型の施設を国が推奨している。障がい者施設についても新十津川のよしの園で入所が解体して、それぞれグループホーム、ケアホームに入所されている。同じような流れが障がいでも介護でも起きていると思います。その中で、確かに待機者がいる状況で、清水委員が言われるとおりどこかでそれを吸収できればいいのは重々担当としても承知しております。それは昔からでございますけれども、先ほど介護福祉課長が言いましたように、滝川に200床の特養がある、50床の養護もある。50床の軽費もある。非常に恵まれた地域です、待機者はおりますけれども。この状況の中で、滝川市もしくは事業団が増床の申請をしたとしても、具体的に増床の運びまでたどり着けるのはかなり困難だという認識のもとにご答弁をさせていただいております。

補助金につきまして、先ほど深村副主幹のほうからご説明しましたように、現在シミュレーションでお示ししているのは補助金が当たる7対3のシミュレーションで現在示されている補助単価を盛り込んだものをお示ししております。もし、例えば方針として7対3ではなく五分五分だというような方針ということで決定すれば、当然シミュレーションの見直しも必要になると思いますけれども、その際には事業団の負担がふえるのか、もしくはその分市費単費での補助をしなければならないのか、また、別の話が生まれてくると、現時点では感じております。

佐々木部長

基本的には今補助制度がありまして、この間行った札幌市では改築はだめでした。北海道のほうは改築もよろしいということで、1床当たり370万円ということであります。その基本は、まず補助金を前提として今言ったように考えていきたいということと、事業団とこれから詰める方向でおりますので、今どうするとは言えませんが、基本は補助事業を導入したいという思いでおります。

清 水

私がこの特養の定員増にこだわって聞いているのは、1年ぐらい前の一般質問で佐々木部長が特養の定員増については検討していきたいと言っているから聞いているわけで、難しいなんていうのは僕は当然わかって聞いているわけです。それがまず1つ。だから、一般質問の答弁との整合性をまず伺いたい。その後いろいろやったけれども、こうだというなら、それは僕だってわからないわけではないです。

もう一つは、どの施設を選ぶかということで、グループホームがふえたりサ高住がふえたり、いろいろしています。ただ、応能負担で入れる施設というのはこの3施設なのです。老健も含めて4施設なのです。施設を建てかえるときというのがやっぱり定員をふやせるかどうかという、それ以外にないです。答弁の中で出てきていないと思うのだけれども、今あえて老健も含めて4施設ということで言わせていただきますが、いわゆる応能負担で入れる施設が定員増を図れない場合、事業団として、要するにユニット型特養を別につくるだとか、

そういう選択もあるというように聞いたことがあるのです、職員の方から。そういうことがもしあるのであれば、そういうことを譲渡協議に入れるという考えについて伺いたいと思います。

佐々木部長

議会の答弁は、緑寿園に絡んで特養の増築の可能性、今後6期計画で検討したいという答弁でした。現時点緑寿園では今の事業団とのやりとりでは200床のままでいきたいという考え方で、その当時の答弁としましては、滝川市として特養の必要性として今後追及していきたいという話をしたつもりで答弁いたしました。今現時点での事業団とのやりとりでは、今の定員は守って維持させたいという、今のところそういう方向で進めているという内容でございます。

とにかく今いる皆さんがより快適な環境で生活できるように、早期に特養を改築し、そういうことを事業団と詰めていきたい。滝川市としても、とにかく補助を前提として、いろいろと課題もありますけれども、その中で今後詰めていきたいと考えています。

以上です。

委員長
副委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

1点だけお尋ねしますが、2025年が団塊の世代が75歳になるときが高齢化のピークと言われています。介護施設を利用する推測というか、そういうものがもしできていけば、現時点でこれぐらい利用者がふえそうな気がするとか、こういう統計になっているとかというのがあればお示してください。

佐々木部長

介護保険計画も3年、3年で見ておりまして、人口とか高齢化率を見ておりますけれども、そのあたりの指標は、個人的に出した数字はありますが、公的なものはございません。そういう視点も当然大事だと思います。検討してまいりたいと思います。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委員長

2、その他について委員から何かございますでしょうか。

(なしの声あり)

事務局から何かございますでしょうか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長

3、次回委員会の日程については、10月29日午後1時30分から第一委員会室にて開催したいと思います。

ここで委員の皆様をお願いしておきます。29日の委員会開催に当たりまして、本日のように通告を出される方が出てくるのではないかと思います、できれば通告につきましても二、三日前までに事務局のほうに提出していただきますようお願いいたします。

以上をもって第27回厚生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 16:43